

# 公の施設に係る令和4年度からの指定管理者制度導入、更新施設の一覧

## <指定管理者制度を導入する施設の選定にあたって>

### 【指定管理者制度を導入する施設】

- ① 管理者に一定の裁量(ソフト面の自主企画、利用料金制等)を委ねることで、「サービスの品質向上」「行政経費の節減」等の効果が期待できる施設
- ② 類似する複数の施設を一体的に管理することで、効率性等の効果が期待できる施設

### 【直営(業務委託を含む)により管理運営する施設】

- ① 施設の維持補修など定型的な維持管理業務を中心に運営する施設で、管理者の裁量余地が見込めない施設
- ② 法律等により、民間事業者等が行うことに明確に制約がある施設
- ③ 施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由がある施設
- ④ 施設や事業の規模が小さいなど、指定管理者制度を導入するメリットがない施設
- ⑤ その他、指定管理者として適切な民間事業者が存在しないことが明らかな場合など、市の直接的関与が必要であると判断される施設

## <指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)の選定にあたって>

### ◆公の施設の管理を民間事業者等(指定管理者)に委ねる場合は「公募が原則」。

※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条(指定管理者の公募)

### 【公募によらず非公募で選定を行うことができる場合】

※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第2条(公募の例外)

- ① 施設の管理上「当該地域の団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
- ② 「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
- ③ 「施設に活動拠点を置く団体」を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- ④ 「専門的で高度な技術を有する団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
- ⑤ 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、「公募する暇がない」場合

## <指定管理者の候補者の選定にあたって>

### 【指定する単位】

- 原則は「個々の施設ごと」に指定を行う。  
※同種施設・複合施設の場合は、「複数の施設を一括して」指定することができる。

### 【指定期間】

- 標準的な指定期間を「3年間」とする。  
※個別の施設の実状等を踏まえ、指定期間を「延長」または「短縮」できる。  
  - <延長できる場合>
    - ・地域医療(介護)の確保、施設の設置目的の達成に影響を与えることが明白である場合
    - ・公募を行う場合で、指定管理者にとって中長期的な視点に立った人材の確保と育成、機材の購入、リース等の計画が立てやすくなり、参入事業者が期待できると判断した場合
    - ・指定管理者が運営を行うに当たり、相当の設備投資等を必要とし、投資額の回収に要する期間が標準的な指定期間(3年間)を大きく上回ることが明らかな場合
  - <短縮できる場合>
    - ・施設の休廃止、譲渡等が検討されている場合
    - ・新規に指定管理者制度を導入する場合で、その施設の管理に指定管理者制度を導入するのが適しているのか、またはその指定管理者が施設管理者として適しているのかを見極める必要がある場合
    - ・緊急に指定を行う必要があり非公募とした場合

### 【指定管理者の要件】

- 1. 公の施設の利用者の「平等な利用の確保」及び「サービスの向上」が図られるものであること。
- 2. 公の施設の「設置目的に沿った管理を効果的かつ効率的に行うことができる」ものであること。
- 3. 公の施設の「管理を安定して行う能力を有する」ものであること。
- 4. その他市長が特に必要と認める要件

## ■ 市民文化系施設、スポーツ施設

施設名	現在の状況等			令和4年度以降の管理方針等			
	指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)	現在の指定管理者	指定期間	管理方針	指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)	指定期間	主な意見等
① 宮津運動公園							<p>◆昭和61年に市が出損出資し設立に至った法人であり、「市民の実践活動を援助、促進するための事業」を一手に引受けて行うことで公益性の高いサービスが提供できるため、現指定管理者に管理を委ねるもの。</p> <p>◆「島崎ウォーターフロントエリアの民間資本導入による再開発のためのサウンディング調査」を踏まえて施設の管理方針含め全体の方向性(計画)を決定するため、その調整期間を確保する観点から指定期間は1年間とするもの。</p> <p>【指定管理者選定委員会における主な意見】</p> <p>◆「島崎ウォーターフロントエリアの民間資本導入による再開発のためのサウンディング調査」の結果により、周辺施設の活用方法も変わってくる。そのため、指定期間は1年間とし、調査結果に柔軟に対応する方針は合理的。</p>
② 宮津市民体育館	<p>【非公募】</p> <p>②「市が関与又は育成することが必要と認められる団体」で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合</p>	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間 (RO3のみ)	指定管理者制度の継続	②「市が関与又は育成することが必要と認められる団体」で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合	1年間 (RO4のみ)	
③ みやづ歴史の館							
④ 宮津市中央公民館							

## 公の施設に係る令和4年度からの指定管理者制度導入、更新施設の一覧

### ■ 観光関連施設、産業系施設

施設名	現在の状況等			令和4年度以降の管理方針等			
	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	現在の指定管理者	指定期間	管理方針	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	主な意見等
⑤ 前尾記念クロスワークセンター MIYAZU（仮称）	—	—	—	指定管理者制度の導入	【公募】	3年間 (R04～R06)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和4年4月から指定管理者制度を導入して管理運営を行わせるもの。指定期間を標準の3年間とし、公募により指定管理者を募集する。</li> <li>【指定管理者選定委員会における主な意見】</li> <li>◆単なる施設管理ではなく、施設利用者どうしの交流や市内事業者との結びつけなど、新たなビジネスを創出する拠点とするのは、素晴らしい取組みで期待している。</li> <li>◆ただ一方で、その運営には専門的知識も必要とすると認められることから、募集に当たっては、指定管理者のメリットや指定管理料や運営方法等の条件などしっかりと検討する必要がある。</li> <li>◆新規で立ち上げる事業であるので、市と市内関係団体も共に考えながら、指定管理者と協力して事業の土台をつくっていくのが良い。</li> </ul>
⑥ 宮津市林業振興センター	【非公募】 ③「施設に活動拠点を置く団体」を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合	宮津地方森林組合	1年間 (R03のみ)	指定管理者制度の継続	【非公募】（宮津地方森林組合） ③「施設に活動拠点を置く団体」を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合	1年間 (R04のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設再編方針において、「指定管理者へ現状のまま譲渡する」こととしており、譲渡に向けた調整期間を確保する観点で指定管理者制度を継続することとし、指定期間を1年間とするもの。（本年度中に譲渡が達成されれば更新は行わない。）</li> <li>【指定管理者選定委員会における主な意見】</li> <li>◆特筆すべき意見なし</li> </ul>

### ■ 保健・福祉施設、その他公共施設

施設名	現在の状況等			令和4年度以降の管理方針等			
	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	現在の指定管理者	指定期間	管理方針	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	主な意見等
⑦ 宮津市地域ささえあいセンター	【非公募】 ②「市が関与又は育成することが必要と認められる団体」で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合	(福)宮津市社会福祉協議会	3年間 (H31～R03)	指定管理者制度の継続	【非公募】（(福)宮津市社会福祉協議会） ②「市が関与又は育成することが必要と認められる団体」で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合	5年間 (R04～R08)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現指定管理者は、地域福祉活動を主とする団体であり社会福祉法に基づく事業を行う団体であることから、施設全体を管理させることが、施設の有効活用を図ることになり、福祉のまちづくりの推進につながる。</li> <li>◆中長期的に安定したサービス提供を行う観点から、指定期間は3年間から5年間へ期間延長する。</li> <li>【指定管理者選定委員会における主な意見】</li> <li>◆5年間に期間延長するため、運営状況の実態把握はしっかり行うこと。</li> </ul>